**水道断減水届出書**

水道工事等により、水道が断水または減水する場合には、その行為の3日前までに届出が必要です。この届出書の届出者は、水道管理者自身が行う場合は水道管理者が、請負契約等により行う場合は当該請負人となります。

なお、行為の規模によっては事前相談が必要です。

届出・申請方法

|  |  |
| --- | --- |
| 窓口及び郵送 | 電子申請 |
| 消防本部予防課または  最寄りの消防署・各分署で受付可 | 可 |

届出先及び届出・申請手順

　●届出先

　　消防本部予防課または最寄りの消防署・各分署

　●届出・申請手順

**１．窓口に提出する場合（持参する書類等）【各２部（正・副）】**

* 水道断減水届出書
* 断減水となる区域の案内図及び詳細図
* 断減水の工程表
* その他補足資料等

**▲注意事項**

・窓口での受付は、午前8時３０分～午後5時１５分となります。（消防本部予防課での受付は、土、日、休日及び年末年始を除く上記の時間。）

**２．郵送する場合（封入する書類等）【各２部（正・副）】**

* 上記「１．窓口に提出する場合」に記載の書類等
* 返送用封筒（宛名を記入し、切手を貼付）

**▲注意事項**

・記入漏れ等の不備がある場合、受理できない場合がありますので、内容等を確認し郵送してください。なお、届出、申請内容について担当者に問い合わせる場合があります。

**３．電子申請する場合【各届出書1部（正）】**

* 上記「１．窓口に提出する場合」に記載の書類等を添付し、消防本部予防課または最寄りの消防署・各分署のメールアドレス宛に送付してください。

　　▲**注意事項**

　　　・その他、電子申請に関する注意事項についてはホームページをご確認ください。

問い合わせ先

消防本部予防課または最寄りの消防署・各分署

電話番号等の連絡先は、[消防本部・消防署　総合案内](https://www.city.sakata.lg.jp/bousai/syobokyukyu/syobohonbugaiyo/fire-information.html)でご確認ください。